

**令和元年度第2回西ノ島町職員（一般事務・保育士・保健師・社会福祉士）  
採用試験案内**

西ノ島町役場

令和2年度採用予定の西ノ島町職員（一般事務・保育士・保健師・社会福祉士）採用試験を次のとおり行います。

**1. 試験の種目、試験の区分・職種、採用予定人員及び職務内容**

| 試験の種目 | 試験区分  | 採用予定人員 | 職務内容   |
|-------|-------|--------|--------|
| 高卒程度  | 一般事務  | 5名     | 一般事務   |
| 資格免許職 | 保育士   | 2名     | 保育士業務  |
|       | 保健師   | 1名     | 保健師業務  |
|       | 社会福祉士 | 1名     | 社会福祉業務 |

**2. 受験資格**

(1) 次の受験資格を有するものが受験できます。

| 試験の種目 | 試験区分  | 受験資格   |
|-------|-------|--|
| 高卒程度  | 一般事務  | 昭和60年4月2日以降に生まれた人から平成14年4月1日までに生まれた人で（令和2年4月1日現在で満18歳から満35歳までの人）学校教育法による高等学校を卒業、または令和2年3月31日までに卒業見込みの人 |
| 資格免許職 | 保育士   | 昭和50年4月2日以降に生まれた人で、当該資格を有する人、または令和2年3月末までに当該資格を取得見込みの人   |
|       | 保健師   | 昭和50年4月2日以降に生まれた人で、当該資格を有する人、または令和2年3月末までに当該資格を取得見込みの人   |
|       | 社会福祉士 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、当該資格を有する人、または令和2年3月末までに当該資格を取得見込みの人   |

(2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 日本の国籍を有しない人
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む）
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人
- (エ) 西ノ島町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

(オ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3. 試験の日時、試験地及び試験会場

#### 【第1次試験】

- (1) 日 時 令和元年9月22日(日)  
(2) 試験会場 島根県民会館(松江市殿町158)

※詳細は別途通知します。

※会場は状況により変更する場合があります。

#### (3) 試験科目

- [一般事務] 教養試験(高卒程度)、性格特性検査  
[保育士] 教養試験(高卒程度)、専門試験(保育士)  
[保健師] 教養試験(高卒程度)、専門試験(保健師)  
[社会福祉士] 教養試験(高卒程度)、専門試験(社会福祉)

#### 【第2次試験】

- (1) 日 時 令和元年10月頃実施予定  
(2) 試験会場 松江市内

※詳細は別途通知します。

※会場は状況により変更する場合があります。

### 4. 試験内容

|       | 試験科目   | 試験区分                | 内容                                     |
|-------|--------|---------------------|--|
| 第1次試験 | 教養試験   | 共通                  | 公務員として必要な一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行います。 |
|       | 性格特性検査 | 一般事務                | 公務員に求められる資質について、性格特性を検査します。            |
|       | 専門試験   | 保育士<br>保健師<br>社会福祉士 | 専門的知識、能力についての択一式による筆記試験                |
| 第2次試験 | 人物試験   | 共通                  | 主として人格、性格をみる目的で個別面接を行います。              |

### 5. 受験手続

- (1) 提出書類 ※郵送又は持参によること  
(ア) 申込用紙は、西ノ島町役場総務課で交付します。

(イ) 申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封して西ノ島町役場総務課まで請求してください。（請求締切は、**令和元年8月14日**到着分まで）

(2) 受験の申込み

申込用紙に必要な事項を記入し、西ノ島町役場総務課に提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「試験申込」と朱書し、書留で郵送してください。なお、受験票は、受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。受験票が**9月13日**までに到着しないときは、西ノ島町役場総務課まで申し出てください。

「西ノ島町採用試験カード」を試験申込と一緒に提出してください。

申込みの際は、申込み用紙の受験票欄は切り離さないで、宛先等を明記してください。その際に、写真欄に写真は貼らないでください。（写真は、受験票の交付を受けた後に、試験当日までに貼ってください。）

【提出先】

〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷534番地

西ノ島町役場 総務課 総務管理係

TEL 08514-6-0101 FAX 08514-6-0683

E-mail [info@town.nishinoshima.shimane.jp](mailto:info@town.nishinoshima.shimane.jp)

(3) 応募期間

令和元年7月19日（金）から令和元年8月23日（金）まで（必着）

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) 申込みを受理した後に採用試験時間等について通知します。

## 6. 合格発表

西ノ島町役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

## 7. 採用

(1) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

(2) 合格決定後に最終学歴卒業証明書、職歴証明書（職歴がある場合）を提出していただきます。資格免許職は、該当する資格等の写しを提出していただきます。

(3) 合格から採用まで

合格者は、採用予定者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用予定者名簿に登載された者すべてが採用されるとは限りません。

なお、採用予定者名簿は原則として1年間有効です。また、採用は原則として、令和2年4月1日以降となります。

(4) 初任給

初任給は、給与条例等に基づき支給します。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通

勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。学校卒業後、経験年数を有する者は、それに応じて加算されます。

- (5) 保育士及び保健師として従事していただく人には、就業一時金として金36万円（3年未満で退職した場合は一部返還）、引越しにかかる移動費用として15万円（上限）を支給します。

## 8. その他

- (1) 受験に当たって提出して頂いた書類は返却いたしません。また試験に際しての交通費は支給しません。
- (2) 受験手続き、その他この試験につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷534番地

西ノ島町役場 総務課 総務管理係

TEL 08514-6-0101 FAX 08514-6-0683

E-mail [info@town.nishinoshima.shimane.jp](mailto:info@town.nishinoshima.shimane.jp)